

公益財団法人滋賀県消防協会と滋賀県消防協会支部 との協力・連携に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、公益財団法人滋賀県消防協会（以下「協会」という。）と滋賀県内の地域消防団体等との協力及び連携に関し、協会定款第48条第2項の規定に基づき、県内の滋賀県消防協会支部（以下「支部」という。）との協力、連携についての必要な事項を定め、協会事業の遂行が適正かつ円滑に運営されることを目的とする。

(協会と支部の協力・連携)

第2条 協会は、協会定款第3条に規定する目的を達成するため、同第4条に規定する事業の執行及び運営について、支部に協力を依頼し、支部は、これを受諾するものとする。

2 協会と支部は、前項の事業の円滑な運営を図るため、連携するものとする。

3 事業の執行または運営に当たって疑義が生じた場合には、双方で協議の上、解決するものとする。

(支部の範囲等)

第3条 支部の範囲は、市及び郡を単位とした区域とする。ただし、やむを得ないときは理事会の決議を経てその区域を変更することができるものとする。

2 支部は、当該区域における協会会員で構成されるものとする。

3 支部は、滋賀県消防協会〇〇支部と称することができる。

(支部長会)

第4条 協会と支部は、協会事業の全体的な連絡調整を図り、協力体制を構築するため支部長会を設置する。

(支部長の構成)

第5条 支部長会は、協会会長及び支部長をもって構成する。

(支部長会会長)

第6条 支部長会に会長を置き、会長は、協会会長をもって充てる。

(支部長会の招集)

第7条 支部長会は、必要のあるとき会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長からあらかじめ指名された支部長が支部長会を招集する。

(招集通知)

第8条 支部長会を招集するには、会長は、開催日の1週間前までに、各支部長に対して、書面又は電子媒体を持ってその通知を発するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、招集の手続きを得ることなく開催することができる。

(議 長)

第9条 支部長会の議長は、協会会長がこれに当たる。

(決 議)

第10条 支部長会の決議は、支部長の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

(支部事務局長会議)

第11条 支部長会の業務を円滑に実施するため、支部長会に支部事務局長会議を置き、協会事務局長及び支部事務局長をもって構成する。

(事務局)

第12条 支部長会の事務局は、公益財団法人滋賀県消防協会に置く。

(補 則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、公益財団法人滋賀県消防協会の設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。